

裁 決 書

審査請求人

同 代 理 人

処 分 庁 塩竈市社会福祉事務所長

審査請求人[redacted]が平成20年[redacted]月[redacted]日付けで提起した保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

塩竈市社会福祉事務所長が平成20年4月30日付けで審査請求人[redacted]に対してした保護申請却下処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

審査請求人[redacted]（以下「請求人」という。）は、平成20年4月30日付け社第5号で塩竈市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消し及び保護の開始決定処分を求めるものである。

2 審査請求の理由

本件処分の理由は、「収入認定額が最低生活費の基準を超えるため」とされている。請求人の収入は[redacted]であり、これを最低生活費と比べると、生活扶助基準の一、二類との比較では[redacted]程度上回る。

しかし、最低生活費として見られる昨年の[redacted]は[redacted]であり、直近の3か月では[redacted]である。本件処分における要否判定では、この[redacted]の支出が全く考慮されずに却下されている。

第2 認定事実及び判断

請求人から提出された審査請求書及び反論書並びに口頭意見陳述の内容、さらに処分庁から提出された弁明書及び本件処分に関する書類によれば、次の事実が認められる。

1 認定事実

(1) 請求人は、平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日に同代理人[redacted]同行のもと処分庁を訪問し、職員と面接を行った後、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第7条の規定により保護の申請を行った。

(2) 処分庁では、以下のとおり保護の要否判定を行い、収入認定額が最低生活費の基準を超えているものと判断して、保護申請却下通知書（平成20年4月30日付け社第5号）により、本件処分を行った。

イ 最低生活費 [redacted]

ロ 収入認定額 [redacted]

ハ 要 否 判 定

最低生活費 - 収入認定額 = [redacted]

(3) 処分庁は、保護の要否判定を行うに当たって、最低生活費に医療費を算定しなかった。

(4) [redacted]

2 判断

(1) 処分庁は、弁明書（平成20年6月13日付け社第109号。以下「弁明書」という。）において、以下のとおり弁明を行い、審査請求の棄却を求めている。

イ 請求人の最低生活費の額については、請求人の前記第1の2の主張のとおり、
となり、これが を上回る
こととなることは認める。

ロ しかし、請求人には、本件保護の申請時において、手持ち金として
あり、これを認定し要否判定を行った場合は保護を要する場合に該当せず、生活安定資金
等の活用により、生活も見込まれるため、本件処分に問題はない。

ハ 請求人には、活用できる資産として手持ち金及び生活安定資金等の制度もあり、保護を要す
る場合には該当しない。また、
ついて検討するべ
きであり、活用すべき資産及び制度を使用した上でなお生活が困窮した場合に再度申請を行う
べきである。

(2) 「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）に基づき判断
すると、前記(1)イで算出した最低生活費 は適切なものと認められる。

(3) 平成 年 月 日に請求人が本件保護の申請を行った際、請求人の手持ち金は
であった。
「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和3
8年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問10
の2の答2.(1)で示された給与の残額の推計算式を援用して、 の残金を推
計すると、

(推計算式)

$$\begin{aligned}
 & \times \left(1 - \frac{\text{からの経過日数 ()}}{\text{の日数。}} \right) \\
 & \text{ただし、1月を30日と計上する。()} \\
 & =
 \end{aligned}$$

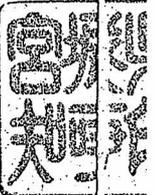
したがって、手持ち金 は と推計される。

なお、このことは、弁明書6において、 との記述
があることから、処分庁でも認めているところである。

(4) 前記第2の1(2)ロでは(1)イのとおり、処分庁は要否判定において、請求人の収入として
を計上している。さらに、処分庁は前記(1)ロのとおり、要否判定におけ
る請求人の収入として手持ち金 を加えているが、この手持ち金の実態は、前記
(3)のとおり、既に請求人の収入として計上されている であり、改めて請求人の収入と
して認定することは、 を二重に計上することとなり、収入認定上の不適切な取扱いとい
わざるを得ない。

(5) 弁明書6において、「最低生活費について、 を加算し要否判定を行った場合保護に該当
する点について、説明に誤りがあったことは認める。しかし、手持ち金として
あり、これを認定し要否判定を行った場合は申請時点では保護に該当せず、」との記述がある
ように、手持ち金について収入認定を行うことができない場合には、保護を要する場合に該当す
ることは、処分庁も認めているところである。

(6) 法第4条の保護の補足性に基づき、保護の申請を行う者が活用すべき資産を活用しているかど
うかについて、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発



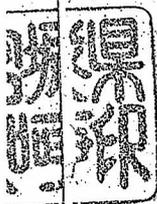
社第123号厚生事務次官通知)第3、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知)第3、「課長通知」問3の15等に基づき検討を行うことは、法の本旨に沿うところである。しかし、資産の活用には通常時間を要することから、保護を申請する者に急迫した事由が認められる場合には、法第63条の適用を考慮に入れて保護の適用を検討する一方で、資産の活用についても検討を行っていくべきである。

3 結論

以上のとおり、本件処分には、最低生活費の算定方法及び手持ち金の取扱いに関する判断において不適切な点が認められ、請求人の主張に理由があると認められるので、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成20年 7月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



金
け
記
と
い
当
6
る
旨
か
ど
首
発